

## 前411年の寡頭派政変におけるアテナイ民衆の「受動性」について

堀 井 健 一

The “Passiveness” of the Athenian People  
in the Oligarchic Revolution at 411 B.C.

Ken-ichi HORII

### はじめに

最近、テイラーが『ペロポネソス戦争期のトゥキュディデス、ペリクレス、そしてアテナイ観』(Martha C. Taylor, *Thucydides, Pericles, and the Idea of Athens in the Peloponnesian War* [New York, 2010])を上梓した。この書は、トゥキュディデス『歴史』の記述を通じて主としてペロポネソス戦争期の民主政期アテナイ民衆の政治的決定における彼らのアテナイ・ポリス観と姿勢を検証することを目的としている。彼女は自著の第4章の中の“The Oligarchic City”に関してすでに、M.C. Taylor, “Implicating the *demos*: a Reading of Thucydides on the Rise of the Four Hundred,” *Journal of Hellenic Studies* 122 (2002), p.91-108の中で同じ趣旨の内容のものを発表している。前掲誌の中のテイラーの論旨を要約すると、前411年の政変直前のアテナイ民衆の受動的姿勢や臆病さに着目し、四百人寡頭派政変の成功は、民衆が寡頭派のテロや詐欺に屈したというよりも民衆の受動性、臆病さ、民主政と自由への無関心のせいであり民衆にも寡頭政樹立による自由喪失の責任があるというものである。前掲誌の中の、かかるテイラー説については筆者はすでに拙著の中で簡潔ながら批評している<sup>1)</sup>。

他方、数年前にザンブルネンが『沈黙と民主政——トゥキュディデスの「歴史」におけるアテナイ人の政治』(John G. Zumbrennen, *Silence and Democracy: Athenian Politics in Thucydides' History* [University Park, PA, 2008])を上梓した。この書は、トゥキュディデス『歴史』の記述を通じて主としてペロポネソス戦争期の民主政期アテナイ民衆の政治的決定における彼らの沈黙または押し黙りの役割を検証することを目的としている。このように最近、前411年のアテナイの寡頭派政変の動向の解釈に関連して、もっぱらトゥキュディデスの記述に依拠して政変時のアテナイ民衆の「沈黙」ないしは「受動性」のような消極的姿勢に着眼することによって自説を提唱する研究成果が次々と発表されたわけである。

かかる学界の動向に対して、筆者はすでに本誌72号の中で<sup>2)</sup>、前述のザンブルネンの書の中の第1章の「アテナイのスタシスと大衆のもの静かさ」(Athenian *Stasis* and the Quiet of the Mob)の叙述に焦点を当てて、前411年におけるアテナイの寡頭派政変時のアテナイ民衆の、ザンブルネンの観察のように一見、沈黙または押し黙り(silence)ないしはもの静かさ(quiet)に見える姿勢と政変の諸事件の展開との関係を論じてザンブルネンの考察の至らなかつた点を指摘した。

本稿はテイラーの説を考察して批評するのが狙いであるが、併せてザンブルネンと同様、

もっぱらトゥキュディデスのテキストのみに依拠するテキスト解釈研究ないしはディスクール研究の危うさを指摘したい。

### 1. 前411年の寡頭派政変時のアテナイ民衆の姿勢に関するテイラーの論について

古典期のアテナイは、前6世紀末のいわゆるクレステネスの改革によって民主政が樹立されたとするならば、前322 / 321年のマケドニア將軍アンティパトロスと彼の軍の駐留時にその民主政が廃止されるまでの期間において前411年と前404年の2度にわたって政変によって民主政治が中断された。テイラーが論じるのはその政変の最初のもの、すなわち前411年のいわゆる四百人の寡頭派政変についてである。この政変は、ペロポネソス戦争期の出来事であり、前415-413年のシケリア遠征が失敗に終わった後、サモス駐留のアテナイ軍の中からペイサンドロスらが当時は追放中の身のアルキビアデスと共にペルシアからの資金援助を画策するためにアテナイ本国の民主政治を変革する動きを始めたことから始まった。そしてペイサンドロスのアテナイへの2度目の帰国直後に開催されたコロノスの地での民会で従前の五百人評議会とは異なる四百人評議会が設立されることが決議され、大権がこの四百人評議会に譲渡されて、いわゆる四百人の寡頭派政権が誕生した。かかる政変についてはトゥキュディデスの史書の中で詳しく叙述されている。

テイラーは前掲書の中の第4章の“The Oligarchic City”においてアテナイの前411年の四百人の寡頭派政権樹立の一連の事件を題材にして、通説とは異なる持論を展開する。彼女によれば、その時にアテナイ民衆が民会において民主政を廃して四百人評議会を中心とする寡頭派政権の樹立を承認した理由は、これまでの論者の提唱する、寡頭派による暴力とテロではなく、アテナイ民衆自体がその時に受動的となって寡頭政をかなり容易に受け入れたことによる<sup>3)</sup>。

ここでテイラーがそのように主張する論拠を以下に具体的に列挙してみよう。(i) アテナイ民衆は自国に民主政が必須でないと判断した<sup>4)</sup>。(ii) トウキュディデスはアテナイ民衆の自由を終わらせるのがむずかしいと述べるが、他方で民衆が金銭欲のために政変にほとんど抵抗しなかったと述べ、民主政を終わらせるのが特にむずかしいものではなかったことを例証している<sup>5)</sup>。トゥキュディデスはサモスのアテナイ軍の話の中でアテナイ民衆の金銭愛を強調しており、彼らが民主政のイデオロギー、役職就任、民会での投票権にほとんど関心がないことを示し、アテナイ民衆が、艦隊奉仕で日当が得られれば、民主政、参政権、役職の日当支給に関心を払わないことを示唆するし、それゆえアテナイの海軍力と民主政の間に強い関係がないことを示唆する<sup>6)</sup>。(iii) トウキュディデスは、ペイサンドロスが寡頭政樹立の提案を明確に述べたことを伝えるし<sup>7)</sup>、ペイサンドロスの最初のアテナイ訪問時に民主派が民主政を守ろうとしなかったことを伝える<sup>8)</sup>。(iv) トウキュディデスは、民主派アンドロクレスの暗殺テロ事件に関わらずアテナイ民衆が強制されることなく寡頭政を支持したことを示唆する<sup>9)</sup>。(v) 官職日当の廃止と五千人への政治分与(支配権制限)は民会投票権制限を意味し、明らかに寡頭政への移行を意味するが、これに対してアテナイ民衆は不快に感じなかった<sup>10)</sup>。(vi) ペイサンドロスの提案を認めたアテナイ民衆は、受け身で弱くて民主的「自由」に関心がない消極的性格であったとトゥキュディデスは述べる<sup>11)</sup>。(vii) 四百人評議員による民主政期の五百人評議会議場の接収は、立ち退いた評議員たち、換言すればアテナイ民衆、の金銭欲と受動性を示す<sup>12)</sup>。

テイラーの前411年のアテナイの寡頭派政変に関するアテナイ民衆の「受動性」についての彼女の持論の論拠は以上である。次章では彼女の論拠を順に考察してみる。

## II. テイラーの論の検討について

### 1) アテナイ民衆は金銭愛よりも民主政に関心が薄かったか

前章の中で列挙したテイラーの論拠の内、先ず論拠(i)と(ii)は、アテナイ民衆と、民主政のイデオロギーや制度との関係に着目したものである。テイラーが、アテナイ民衆が民主政のイデオロギーや制度に関心が薄く、金銭欲から寡頭政を受け入れたと主張することは、筆者には彼女が古代ギリシア特有の直接民主制の社会ではなく現代社会の間接民主制を念頭に置いた誤解に基づくもののように映る。なぜならば、アテナイ民衆が艦隊勤務の日当報酬さえ満たされれば、民会への出席には、すなわち民主政には関心がないという論理は、筆者には現代の民主主義社会で数年に一度の国会議員選挙の投票権さえ保障されれば、国民生活全体に不満がなければ投票にも足を運ばずに政治に口をはさまない国民の様子をよしとする論理と似たものになるのではないかと思える。だが、古典期の民主政期のアテナイの社会は現代の社会とは大いに異なるものであったことを想起しなければならない。

アテナイ民衆が参加した民会は、定例のもの開催回数で見ると、各プリュタネイアの期間に4回、一年に40回開催されたことが知られている<sup>13)</sup>。他方、当時のアテナイの社会には、周知のごとく、ポリスという民会の開催母体の外にデーモスやフラトリアなどの市民の構成単位があり、そのデーモスやフラトリアなどが必要に応じて集会を開いていた<sup>14)</sup>。特にデーモスというアテナイのポリスを構成する地区は、周知のごとく、国政の重要な機関である五百人評議会の評議員の選出母体であり、かつ有事には市民兵を供出する母体であった。各デーモスではポリス単位の民会に劣らず頻繁に市民集会が開催されたことが容易に想像できる<sup>15)</sup>。従って、民会の存在は各デーモスの集会といわば同根であり同心円的關係に位置すると見ることができる。それゆえ、当時のアテナイ社会では、テイラーが考えるようにポリス単位の民会の出席を多数の市民が突然放棄する一方で、彼女が想定していないことであるが、地区単位のデーモスの集会の出席は従前通り維持されるということ想定するならば、彼女の考えには無理があろう。

また、アテナイ市民のポリスやデーモスに対する関係を考える上で我々現代人が見落としてはならない一面は市民の祭祀への参加である。*Inscriptiones Graeca* (以下、*I.G.*と略す)などの古代のギリシア語碑文集を繙けば容易に気づくことであるが、祭祀に関わる碑文が多数存在する。それゆえ、古典期のアテナイの民衆はオリュポスの神々を始めとする神々を信仰して盛んに祭祀を執り行なった。祭祀の数は数多く伝えられているが、それらはポリス単位で行なわれるものがあるだけでなく、デーモス単位でも行なわれていた。神々へ奉納する供犠の暦を記したものとしてデーモスのものとしては例えば、前4世紀の碑文史料ではあるがエルキア区の供犠暦<sup>16)</sup> やトリコス区の供犠暦<sup>17)</sup> やマラトン区の供犠暦<sup>18)</sup> が知られている。他方でポリス単位の供犠暦を記したものとしては例えば、前403-399年のいわゆるニコマコスの後期法典編纂作業の時期に刻文されたニコマコス碑文の断片Cがあり<sup>19)</sup>、その中にはゲレオンテス部族とその部族王(フェロバシレウス)への言及がある。ポリス単位やデーモス単位の供犠を伴う祭祀への市民の参加は、デーモスやフラトリアの

集会に集うこととは別の意味で、市民間の結束を促す場であると想像できよう。

ところが、かかる日常的な宗教行事を通した市民のつながりは、テイラーが自身の考察の際にもっぱら依拠したトゥキュディデスの史書の中では、それがごく普通の日常的な事柄であるがゆえに特筆される対象ではなかったであろうから、言及がない。だが、我々はトゥキュディデスの史書には記載されていないアテナイ社会の日常のいろいろな面をも補いつつ問題を考察しなければならないのではなからうか。それゆえ、上記で筆者が指摘してきたような、宗教行事を通して日常的に市民間の結束が促されている社会の中ではたして、テイラーが唱えるように、ある時にその構成員の大半が民会だけの参加を簡単に放棄することが考えられるであろうか。

他方、トゥキュディデスはコロノス民会において五千人の会議の召集が決議されたことを記している（Th., 8.67.3）、一部の論者の中ではこの五千人会が民主政期の民会に代わるものであると想定することによって四百人政権が穏和な寡頭政と解釈されてきた<sup>20)</sup>。だが、上記のようにデーモスやフラトリアの単位での会の慣習や多くの祭祀の役割を考慮に入れるならば、その五千人会は一時しのぎの便法であった可能性が出てきよう。さすれば、そのような一時しのぎの穏和な寡頭政の樹立の提案は、テイラーが暗に期待するようにアテナイ民衆が激しく抵抗するほどのものではなからうか。

## 2) ペイサンドロスの寡頭政樹立の提案をアテナイ民衆は受動的に受け入れたか

前章の中で列挙したテイラーの論拠の内、論拠 (iii) から (vi) までは、ペイサンドロスが寡頭政樹立の提案を明確に述べ、民主派アンドロクレスの暗殺事件があったにもかかわらず、アテナイ民衆が強制されることなく官職日当の廃止と五千人への政治分与、つまり五千人への民会投票権制限であってしかも多数の下層市民の政治からの排除を意味する寡頭政樹立を支持したと説くものである。これらの論拠について以下で検討してみるが、筆者が着目する点としては、ペイサンドロスが初めから寡頭政の樹立を提案したかという点と、ペイサンドロスとプリュニコスの政治的転向が民衆を動揺させたのではなからうかという点である。

初めに注意しておかなければならない点は、ペイサンドロスが第一回目のアテナイ訪問時から真に寡頭政の樹立をアテナイ民衆に語ったかという問題である。かかる注意点に着目する理由は2点ある。一つは、事件の流れとしてはペイサンドロスの動きに始まった一連の動きからいわゆる四百人の寡頭派政変が起り、その四百人の評議会による政権が樹立後わずか4カ月で倒されるのであるが、これらの出来事を我々が再構成する際にはこれを記録したトゥキュディデスの執筆姿勢を考慮しなければならない。換言すれば、トゥキュディデスの記載事項は、そもそも最終的にはペロポネソス戦争後に自身の記録を後世の人のためにまとめるつもりで残されたものであり、前411年の一連の事件の記載箇所である彼の史書の第8巻がそれまでの7巻分と異なって記載内容の改訂がなされていないとはいえ、本論で問題としている同年のいわゆる寡頭派政変の顛末を熟知の上でそれを振り返って記録したものである<sup>21)</sup>。従って、いわゆる四百人の「寡頭政」は、現代の歴史家が冷徹にトゥキュディデスの記載内容を吟味すれば、それが「寡頭政」たるゆえんは、筆者が思うには、四百人評議会の一員であるアンティポンとプリュニコスが和平交渉のためにスパルタへ赴いて成果なく帰国した時に政権の政策がアテナイ民衆の中の多数の者のスパルタ戦継続の

意志と異なっていることが明らかになった時点であろう。事実、プリュニコスはその帰国後、アゴラで白昼に暗殺され (Th., 8.92.2)<sup>22)</sup>、それ以後、四百人政権打倒のためにテラメネスとアリストクラテスが立ち上がってその政権が倒されたし (Th., 8.89.2)<sup>23)</sup>、四百人政権打倒後には、ペイサンドロスは逃亡したので欠席裁判で財産を没収され<sup>24)</sup>、プリュニコスは死後に民主政打倒の件で告発を受けて財産を没収されている<sup>25)</sup>。彼の告発以降は、他にも少なからずの元四百人評議員が告発を受け、アンティポンやアルケプトレモスのように死刑に処されたり<sup>26)</sup>、ポリュストラトスのように罰金刑を受けた<sup>27)</sup>。つまり、四百人政権の崩壊後にアテナイでは激しい形で元四百人の告発と処罰が行なわれたのである。従って、この元四百人の告発と処罰の時期には元四百人はアテナイ民衆によって明らかに民主政を打倒した「寡頭派」と見なされたわけである。また、トゥキュディデスは、この四百人政権崩壊後の数年のアテナイの内政事情を熟知することができる立場にいたであろう。それゆえ、彼が自著の中で前 411 年の政変の一連の事件を記述する際、その発端となったペイサンドロスのアテナイ民衆に対する民会での説得の出来事の箇所から彼が「寡頭政」を樹立することを謀っていたと書いたと考えられる。この点はよく注意しておかなければならない。また、前述のとおり元四百人の告発が盛んに行なわれた史実がいくつかあるが、トゥキュディデスの史書の中で元四百人の告発と処罰について言及があるのは、アンティポンの件 (Th. 8.68.2 & 90.2) のみに過ぎない。従って、我々はトゥキュディデスの史書のみならず、それ以外の諸史料にも目を配って四百人政権期やその後のアテナイ内政の事情を再構成した上で彼の史書に記載された文言を吟味しなければならない。

次に、着目すべき二つ目の点は、テイラーが述べる官職日当の廃止と五千人への政治分与の件であり、テイラーがこれが寡頭政に当たると主張しているが、現在の古代ギリシア史の学界ではすでにそれだけでは必ずしも寡頭政を意味しないという方向で解釈されていることである。

テイラーが述べる官職日当の廃止と五千人への「政治分与」については、後者の五千人への「政治分与」をテイラーが五千人の市民への民会参加の制限を意味すると考えているので、それゆえ彼女は四百人政権が、四百人の専制的な政治でもあるしさらには五千人に市民を限定した点で寡頭政を意味すると解釈している。官職日当の廃止と五千人への「政治分与」についてはトゥキュディデスの史書の中では、四百人政権の樹立前とその政権の打倒後の 2 回にわたって言及がある。まず、官職日当の廃止の場合、四百人政権樹立前のコロノス民会でのペイサンドロスの提案を記載した箇所の Th., 8.67.3 と、四百人政権が打倒された直後の民会でも同様のことが可決されたことを記載した箇所の Th., 8.97.1 の中で言及されている。次に、五千人への「政治分与」の場合、後のコロノス民会の記述に関連する箇所の Th., 8.65.3 (Aristoteles, *Ath.* 29.5 ではコロノス民会) と、官職日当の廃止の件と同様、四百人政権が打倒された直後の民会でも同様のことが可決されたことを記載した箇所の Th., 8.97.1 の中で言及されている。換言すれば、官職日当の廃止と五千人への「政治分与」の政策は、四百人政権成立時とその政権打倒後の新政権樹立時の 2 度、アテナイ民衆が参加する民会の場で承認されたわけである。この事実は、トゥキュディデスの史書の記載事項のみからも我々は知ることができるものである。

官職日当の廃止と五千人への「政治分与」の政策は、四百人政権打倒後のいわゆる「五千人政権」の樹立の時期に再度アテナイ民衆が民会の場で可決したことが知られているの

で (Th., 8.97.1), これらの政策が意味する内容をめぐってはかつて古代ギリシア史の学界で論争があった。五千人政権の国制に関連して、かつては伝アリストテレス『アテナイ人の国制』のパピルス文書の発見後に最初にそのギリシア語テキストをその注釈を含めて公表した、19世紀末頃のケニオン以来、その政治が五千人の寡頭政を意味すると解釈されてきた。ところが、1950年代になると、五千人政権の国制が寡頭政と民主政のいずれであるかという問題が改めて問われ、五千人への「政治分与」に当たる文言 (ta pragmata paradounai [Th., 8.97.1]) が実は五千人への「政務の委託」のみを意味するという新しい解釈が提唱されたし、加えて五千人政権が寡頭政ではなく、五千人に政務、つまり役職を委託してその役職就任者が日当を受給できないことが民会で決議されたことから、民会出席の権利はあくまで従前通りであったことになり、問題の五千人政権が、従前の民主政とは少し異なるものの、寡頭政とは言えず民主政であったという新説が唱えられた。この新説を提唱あるいは当初に支持したのはドウ＝サント＝クロワとシーリーである<sup>28)</sup>。これ以後、学界では五千人政権が従前とは異なる民主政の国制を有していたと解釈することでほぼ意見が一致している<sup>29)</sup>。さすれば、同様の政策が四百人政権の樹立を決議したコロノス民会の直前に提唱されたわけであるから、その箇所のトゥキュディデスのテキストの文言を見てみよう。そこには五千人より多くない人たちが「国事に加担すべきであり」(methekteon tôn pragmatôn) (Th., 8.65.3) と記されているので、“ta pragmata”の語を「国事」と解するにしろ「政務」と解するにしろ、後の五千人政権成立時の民会決議の文言と同様の言葉が使われていることが分かる。それゆえ、実際は問題の四百人政権成立前にも五千人に政務、つまり役職を委託することがアテナイ市民によって想定された可能性がある。他方、確かにその五千人の団体は、コロノス民会において彼らを任命するためのカタロゲイスを任命すべきことが決議されたし (Th., 8.67.3; Aristoteles, *Ath.* 29.5), 五千人の会議が召集されることが決議されたが (Th., 8.67.3), 実際は存在しなかったことが分かっている (Th., 8.89.2, 92.11; Aristoteles, *Ath.* 32.3)。それゆえ、実は五千人の会議は民会的役割としては召集されなかった。従って、問題の政変の陰謀派は、コロノス民会で四百人評議会に全権を付与させておき、五千人の団体については、たとえ民会的役割を持たせるつもりであったとしてもアテナイ民衆にはそれを一時しのぎの便法として承認させたと考えられる。アテナイ民衆の側から見れば、一時しのぎの便法に過ぎない五千人の会議を承認することは、下層市民の民会出席権の廃止を意味するというよりも、その一時的な中断を意味すると考えるのが適当であろう。従って、五千人への「政治分与」の点からは、テイラーが述べるように、アテナイ民衆が四百人政権樹立の承認を明白な寡頭政への移行と見なしたと言えるわけでは必ずしもないのである。

従って、テイラーが持論の論拠とする、官職日当の廃止と五千人への「政治分与」は、本来はそれをアテナイ民衆が民会で承認したとしても、従前の民主政の制度とは異なったものになるのは一時的な措置になるわけであり、下層市民を含めた民会出席権の全くの廃止ではなくむしろ一時的な停止と考えられるべきものであり、民衆の側はその内に民主政に復帰することを考えていたことを示唆する可能性がある。それゆえ、テイラーが主張するように、アテナイ民衆は実は、ペイサンドロスの説得を受け入れて全くの「寡頭政」を認めたとは必ずしも言えないのである。ペイサンドロスの説得や提案が「寡頭政」の樹立であるかのようにトゥキュディデスが自著の中で記したのは、上述のとおり、彼の提案が

全くの寡頭政への変革をアテナイにもたらしめるのではなく、その後就任した四百人評議員が評議会議場から従前の五百人評議員の当番評議員の団を追い出したり (Th., 8.69.1-4) (この時点でもアテナイ民衆は反発しなかったしそうする大義がなかった)、四百人政権がアテナイ民衆の意志に反してスパルタと和平交渉をする (Th., 8.90.2, 92.2) などして、専制的になったので打倒されたからであり、さらに打倒後に元四百人が告発されて処罰されたことをトゥキュディデスが熟知していたからであろう。換言すれば、アテナイ民衆は四百人政権の打倒後にその政権が民主政を崩壊させた寡頭政であったとレッテルを貼ったのであり、かかる認識をトゥキュディデスも共有したので、彼は四百人の政変を振り返って記録する際にその政変の始まりからそれを寡頭派政変であるかのように叙述したわけである。以上のことは、トゥキュディデスのテキストを、これまでの先学の研究者の諸説をよく把握しつつ読解すれば、自ずと導き出せるであろう。

次に、ペイサンドロスとプリュニコスの政治的転向について着目してみよう。

トゥキュディデス (Th., 8.68) は、政変の首謀者として4人の人物を挙げている<sup>30)</sup>。初めに、ペイサンドロスである (Th., 8.68.1)<sup>31)</sup>。彼は、例えば Andocides, 1.27 & 36 の記述から、特に Andocides, 1.36 の中の前415年の時は「民衆に対して最も好意的」(eunoustatos tōi démōi) であったという記述から元来は民衆指導者(デマゴゴス)であった可能性がある。他方、ゴムラ<sup>32)</sup> は、彼の出自や社会的立場が不明であるので彼に民衆指導者のレッテルを張るのに慎重になっている。だが、彼は、問題の政変の年の春頃、アルキビアデスの話に賛同してサモスから本国に戻り、民会場でアテナイ民衆に国制変革を説き (Th., 8.53.1-54.1)、着実に事を運び、その年の初夏にコロノス民会で四百人評議会の設立を提案して承認を得るなど (Th., 8.67.2-68.1)、率先して政変へと行動した。次に、アンティポンである (Th., 8.68.1-2)<sup>33)</sup>。彼は、アテナイの名士でギリシアの10人の雄弁家の一人であるが、政治の上では民会にも法廷にも積極的に出席することを好まず、民主政の下で静かに事態の推移を見ながら民主政への嫌悪を募らせていた寡頭派であったと推定され、トゥキュディデス (Th., 8.68.1) によると問題の政変を彼が一番初めから考えていた人物であると記されている。次に、プリュニコスである (Th., 8.68.3)<sup>34)</sup>。彼は、[Lysias], 20.11-12 から、生まれが貧しくて羊の番をした後、訴訟屋になったことが分かっているので、実際は民主派であると推定されるが、最初に問題の政変を唱え始めたアルキビアデスに相当な不信感を抱いたがために国家の危機を打開するためその政変に積極的に参加した人物である (Th., 8.68.3)。従って、彼が政変の首謀者の中に存在することは、問題のいわゆる寡頭派政変がもっぱら純粋な寡頭主義の考え<sup>35)</sup> から生まれたものではないことを示唆してくれる。最後に、テラメネスである (Th., 8.68.4)<sup>36)</sup>。彼は、問題の政変の首謀者でありながら (Th., 8.68.4; Aristoteles, *Ath.* 32.2)、4カ月後に四百人政権を打倒した人物である (Th., 8.92.2-11; Aristoteles, *Ath.* 33.2)。また、このテラメネスとプリュニコスについてトゥキュディデスは、前者については Th., 8.68.4 の中で、後者については Th., 8.68.3 の中で、いずれの男も国家が危機にある時に国家救済のために立ち上がった人物であると記している。

以上のようにトゥキュディデスが挙げる四百人の寡頭派政変の4人の首謀者についての記述から分かることであるが、彼らの内で明白に寡頭派と見なすことができるのはアンティポンのみであり、プリュニコスについては [Lysias], 20.11-12 の中の記述から元は民主派であったことが判明するし、ペイサンドロスについてはゴムラの慎重な評言があるもの

Andocides, 1.36 中の記述を重視すれば彼も元は民主派と考えることができる。

さすれば、アテナイ民衆の側に立ってペイサンドロスの言動がどのような形で受け取られうるかを推察するならば、元は民主派であったペイサンドロスが民主政の制度を守る提案ではなく、むしろそれに変更を迫り、最終的には新設の四百人評議会に全権を委任することを目指したことになるわけである。加えて、富裕な家に生まれなかったであろう民主派の人物のプリュニコスがペイサンドロスの側についていたわけである。さらに Lysias, 25.9 は、民衆指導者から転じて寡頭派政変に加わった人物としてプリュニコスとペイサンドロスを挙げている。他方、参考までにテラメネスについて彼の父親ハグノンの経歴を見てみると、彼は、前 437 年にアンピボリスというポリスを創立し (Th., 4.102.3), ペロポネソス戦争初期にはペリクレスと共に将軍を務め (Th., 1.117.2, 2.58.1-3), 前 429 年初冬にはオドリュサイ人の王シタルケスの許へ派遣された使節の長で将軍であり (Th., 2.95.3), 前 421 年にはニキアスの和約を誓った一人であり (Th., 5.19.2, 24.1), さらに前 413 年秋にはプロブローイの一人として選出された (Lysias, 21.65)<sup>37</sup>。このようにテラメネスの父親ハグノンは、かつてアテナイ民主政の下で民主派の指導者であったペリクレスには劣るもののその指導者ぶりを発揮している。かかる経歴を有する父親を持つテラメネスも政変時にはペイサンドロスの側についていた。要約すれば、元は民主派であったペイサンドロスが国制変革をアテナイ民衆に説く時、その側に生まれが富裕ではない民主派のプリュニコスと、ペリクレスに劣るものの将軍や外交使節として活躍した父親を持つテラメネスがペイサンドロスの側にいたわけである。この有り様を目にしたアテナイ民衆が、はたしてテイラーが暗に期待するように、民会でペイサンドロスの提案に対して積極的に反対したり抵抗したりできたであろうか。また、四百人評議会の設立が決議されるコロノス民会の前に民主派の一人のアンドロクレスの外に数名が暗殺されているわけであるから (Th., 8.65.2), たとえペイサンドロスの提案が明確に寡頭政の樹立を意図するものであるとアテナイ民衆が思ったとしても、まさにトゥキュディデス (8.66.3-5) が記すように、アテナイ人はポリスの規模が大きすぎるのでお互いをよく知らないし、寡頭政支持に回るとは思えない者が陰謀派に加わっていたので、陰謀派に反対しようとしてもその気持ちを周囲に打ち明けられなかったわけである。従って、政変直前のアテナイ民衆は、政変の陰謀派たちに対して積極的に反抗または抵抗できず、テイラーの目に映ったように、受動的に、だが自ら受動的にというわけではなくむしろ結果的に受動的にならざるをえなかったと言えよう。

また、かかる点は、ある程度はトゥキュディデスの史書から読み取ることができるであろうし、またリュシ阿斯やアンドキデスの弁論史料から知りえた史実によってその見方を補強することができる性質のものである。それゆえ、テイラーによるトゥキュディデスの史書の読みがはたして妥当であったか否か、そして彼の史書だけでなくなぜ同時代の弁論史料から知りうる史実を彼女が参考にしなかったのかが筆者には疑問として残る。

### 3) 当番評議員の立ち退き時の対応について

次に、テイラーの論拠の内の (vii) の、四百人評議員による民主政期の五百人評議会議場の接収が、立ち退いた評議員たち、換言すればアテナイ民衆、の金銭欲と受動性を示すことを検討してみよう。

当番評議員の評議会議場からの立ち退きの件については、従来は、四百人が身に短剣を



忍ばせてさらに威圧のために 120 人の若い男たちを引き連れて評議会議場にやってきたことから (Th. 8.69.4), 前述のアンドロクレス暗殺と並んで, 寡頭派側のテロの側面が歴史家の間で強調されてきた。それに対して, テイラーは, かかるテロの側面も否定しはしないが, 当番評議員たちが議場を離れる時に残りの任期分の日当を受領したことに着目して (*ibid.*), テロよりも当番評議員側の金銭欲と受動性を重視する。

けれども, ここで真に着目しなければならないことは, 民主政期の五百人評議会の当番評議員が評議会議場を離れる前にすでに四百人評議会の新設が民主政下の手続きにほぼ則ってコロノス民会で決議されたことである。かかる重い事実があるからにはなぜ, テイラーが暗に期待するように, 当番評議員たちが議場を離れまいと抵抗しなければならないのか。むしろそのことよりも注視しなければならないことは, 四百人評議会が合法的に認められたにもかかわらず, 寡頭派の側が身に短剣を帯び, 120 人の護衛を率いて評議会議場にやってきた事実である。これこそがこれまでの研究者たちが言及してきた, 寡頭派のテロ的側面である。加えて, 議場を離れる当番評議員たちが残りの任期分の日当を受領したことであるが, 日当の受領それ自体は従前の民主政期の制度に基づくものであるから, その日当の出所の問題はともかく, 日当を受給すること自体は, テイラーが「金銭愛」と述べる程やましい行為と解釈されるべきことであろうか。また, 日当の出所であるが, 当時のアテナイ社会では各種の対国家奉仕 (レイトゥールギア) によって富裕者が多額の費用を自身の財産から支出したし, その費用の一部が民衆への手当に回っていたことが知られている。例えば, 伝クセノポン『アテナイ人の国制』は, 富裕者が合唱隊を指導し, 体育を指導し, 三段櫂船を指導して, 他方で民衆が歌って走って踊って, 軍船で航海して金銭を得ると, 当時のアテナイ民主政の仕組みを皮肉っている ([Xenophon], *Ath.* 1.13)。かかる事情から, 一般市民の当番評議員が, たとえ日当の出所が富裕者の懐であると推測できても, 評議会議場を立ち退く際にその日当を受領することにはほとんど躊躇しなかったのではなかろうか。現代社会の先進国のように公職者の報酬の出所が厳しく規制されている社会と, 国費支出からの受給経路だけでなく, 富裕者が対国家奉仕で多額の支出をしたことが裁判の際に抗弁の論拠になる中での (例えば, 前 403/2 年の Lysias, 21.2-3 の中で被告は前 410-404 年の間に総額 8 タラント 15 ムナを対国家奉仕で負担したと述べる。) 富裕者による支出からの受給経路が存在するアテナイ社会との間を, テイラーのように, 単純に比較して, アテナイ民衆の受給姿勢をやましい行為として非難するのは妥当ではない。むしろ, 民衆によるコロノス民会の議決にしる, 当番評議員の評議会議場の明け渡しにしる, アテナイ民衆側してみれば, 民主政期の慣例に則って行動していると解せまいか。それゆえ, かかるアテナイ民衆の行動心理を指して, 彼らには民主政を守る気持ちは無かったし金銭欲から行動したとテイラーが論じることは妥当ではないと言えよう。

### Ⅲ. テイラーが念頭に置いた寡頭派政変の原因に関する従来の説について

次に, テイラーが自著の中で持論を展開する際に, 彼女は寡頭派政変の際にアテナイ民衆が民主政やその制度を守ろうとしなかった姿勢や, 目立った抵抗が無いことから, 陰謀派に対する民衆の受動性を強調したが, この考えを, 彼女が問題の寡頭派政変の原因について従来の説をどんなものと理解した上で, それに対抗する新説として公表しようとしたかを検討してみよう。彼女の研究書を通読して筆者が感じることは, 彼女がこれまでの研

究者の唱えた説に対して、意欲的にこれまでとは異なる新説を世に問おうとする姿勢である。その姿勢そのものはそれなりに評価されるべきであろうが、問題は、これまでの研究者の唱えた寡頭派政変の原因論を彼女がどこまで把握してきたかである。問題の政変は、これまでに多くの研究者が論じてきた。従って、今日の我々は、これらの研究成果を十分に把握した上で新しい歴史像を見出すことが求められる。そこで、以下にこれまでの研究者による問題の政変の原因論と見なせるものを筆者が列挙してみよう。

前411年アテナイの寡頭派政変の原因についてこれまでの研究者たちが指摘したものをまとめてみると次のようになる。初めに、大まかに(1)人的原因、(2)国制上の原因、(3)戦争遂行のための方策、(4)和平のための方策、の4つに分ける。(1)人的原因としては、(A)寡頭派・富裕者層の面で、(a)富裕者層が戦争で被害を受け負担が増えたので改革を求めたこと<sup>38)</sup>、(b)プロブローイが寡頭政的であるので政変につながったこと<sup>39)</sup>、(c)寡頭派が五千人会設置の件で民衆をだましたので政変が成功したこと<sup>40)</sup>、(B)民主派および民衆の面で、(a)アテナイ民主政の指導者がいなくなったので政変が起こったこと<sup>41)</sup>、(b)政変に抵抗する者たちや民主派が寡頭派のテロに屈したこと<sup>42)</sup>、(c)四百人寡頭派政変の成功は、民衆が寡頭派のテロや詐欺に屈したというよりも民衆の受動性、臆病さ、民主政と自由への無関心のせいであり民衆にも自由喪失の責任があること<sup>43)</sup>、(C)諸階層の勢力の変動の面で、(a)テーテスが減り、ホプリタイ階層が台頭して政変が起こったこと<sup>44)</sup>、(b)ホプリタイ階層が寡頭派勢力へ変わっていったこと<sup>45)</sup>、(c)権力奪取を望む者が寡頭政への政変を起こしたこと<sup>46)</sup>、(D)アルキビアデスの動きの面で、(a)アルキビアデスらが寡頭政下で帰国することを望んだので政変が起こったこと<sup>47)</sup>、(b)それに対して反アルキビアデス派も寡頭政を支持したこと<sup>48)</sup>、がある。(2)国制上の原因としては、(a)民主政が悪い国制であるので寡頭政が望まれたこと<sup>49)</sup>、(b)当時のアテナイ人たちの間では民主政対僭主政の二元的な見方が一般的であったので寡頭派たちの構想が寡頭政に似ていることを考慮しなかったため前411年に寡頭派のクーデターにさらされることになったこと<sup>50)</sup>がある。(3)戦争遂行のための方策としては、(A)国制の形体にこだわるよりも国家救済のため政変が起こったこと<sup>51)</sup>、(B)戦争遂行のために民主政よりも寡頭政が望ましいこと<sup>52)</sup>、(C)寡頭政への政変によってペルシアからの資金の援助が得られること<sup>53)</sup>、(D)日当支給の廃止が必要となって政変が起こったこと<sup>54)</sup>、がある。(4)和平のための方策として、和平のため寡頭政が望まれたこと<sup>55)</sup>がある。問題の政変の原因について諸説をまとめると以上のとおりであるが、各点がそれぞれお互いに関連している面があることを付言しておく。また、上記の(1)の(B)の(c)の説はテイラーがすでに2002年に*Journal of Hellenic Studies*誌上で唱えたものである。

寡頭派政変の原因についてのこれまでの研究者の説は、上記のように、概ね、寡頭派のテロや詐欺に民衆や民主派が屈したこと、戦争遂行のために国家救済やペルシアからの資金援助や日当支給の廃止が必要になったこと、アルキビアデスの祖国復帰の企てから始まったこと、市民の一部で民主政よりも寡頭政が望まれたことが挙げられる。その中ではテイラーの説く、四百人寡頭派政変の成功が、民衆が寡頭派のテロや詐欺に屈したというよりも民衆の受動性、臆病さ、民主政と自由への無関心のせいであり民衆にも自由喪失の責任があることを唱える研究者は、本論の「はじめに」の中で挙げた、テイラーと同様にもっぱらトゥキュディデスの史書のテキスト研究に依拠したザンブルネンしかいない。彼は、問題の政変時のアテナイ民衆の「沈黙」を彼らの「受動性」と解して持論を述べている。

けれども、問題の寡頭派政変の原因については19世紀から研究者たちが論じてきたものであるし、またトゥキュディデスの史書だけでなく政変とほぼ同時期のリュシ阿斯その他の弁論史料や碑文史料、そして伝アリストテレス『アテナイ人の国制』を参照しながら考察されてきたものである。他方、テイラーは、自著の中で「第8巻に関する現代の注釈家たちは、411年のアテナイの寡頭政への移行に関する説明となるトゥキュディデスによる出来事の記述の中の暴力とテロを誤って強調した」と述べるが<sup>56)</sup>、その箇所ではどの注釈家がそのようなことを強調したかを注記して明かすことを怠っているし、さらにその後の箇所においても本文で1970年代以降のモーゼス＝フィンリーの「テロとプロパガンダの古典的混ぜ合わせ」という字句を、そしてその箇所の注釈の中でケーガンの「テロ、暴力、詐欺の手段によるクーデター」、アンドリューズの「純粋に革命的なクーデター」、プライスの「暴力、脅迫、ごまかし」を挙げるくらいに留まっている<sup>57)</sup>。換言すれば、筆者が上記で指摘したように、問題の政変の原因は様々に論じられてきたわけであるが、テイラーはその内、その政変をテロや暴力や詐欺と論じる研究者の説しか挙げていない。これでは彼女の研究書は、前411年のアテナイのいわゆる寡頭派政変の原因についてこれまでの研究者の諸説を批判して自身の新説を展開する研究になっているとは言えない。むしろ、テイラーは自身の持論を展開する上で都合の良い、換言すれば彼女の手によって論破されるべき、旧説として1970年代以降のごく一部の研究者の研究成果に言及したに過ぎない。

## 結 び

トゥキュディデス『歴史』第8巻の記述は、前411年のいわゆる四百人の寡頭派政権の樹立については叙述があるものの、その政権の後継である五千人政権について詳述しているわけではなく、またその五千人政権の時期の途中で、換言すれば、五千人政権後の前410年6月頃のいわゆる完全民主政の復興の前で、その記述が途絶えている。筆者は、前411年のアテナイの政変を考察する際には、少なくとも四百人政権以降の一連の出来事、すなわちその後継政権とそれに続く完全民主政の復興までを視野に入れるべきであると考え。また、近代史と比べて史料の数量が少ない古代史研究であるから、問題のいわゆる寡頭派政変を考察する際にはトゥキュディデスの史書のみではなく当該時期のものに近い弁論史料や伝アリストテレス『アテナイ人の国制』のパピルス文書、関連する碑文史料を活用すべきであろう。かかる点から見ると、前411年のアテナイの政変時の民衆の姿勢を論じる時、テイラーのようにトゥキュディデスの叙述のみに提示史料を頼ることに問題は伴うと考えざるをえない。

また、前411年のアテナイのいわゆる四百人の寡頭派政権は、サモスでの政変開始時の記述のTh., 8.48.3と、寡頭政とスタシスが終わったと述べるTh., 8.98.4の両記述の中に「寡頭政」(oligarchia)という語があることからその国制が単純に寡頭政であると頭から決め込むべき性格のものではない。前述のように、その「寡頭派」政変の首謀者の分析からその政変は単純に寡頭政を志向したものではなく、むしろ国家財政の窮迫に臨み、元来は民主派であった者らが寡頭派などの他の勢力と合同で起こしたものである。さらに、その寡頭派政権の樹立時のみならずその打倒後に再度、五千人への政務の委託と官職日当の廃止の2つの政策事項が民会で決議されたわけであるから、かかる政策路線を志向することに關しては当時のアテナイ民衆の考えは四百人政権成立前とその打倒後の間で継続性があつ

たのである。このことは、当時のアテナイ民衆がそれまでの完全民主政の維持にこだわらずにむしろある程度のそれからの後退ないしは譲歩を十分に覚悟していたことを示唆してくれる。それゆえ、「寡頭派」政変時のアテナイ民衆の「無抵抗」と「受動性」は、これまで研究者たちが指摘してきたテロによる恐怖および政変推進側の詐欺と、ペイサンドロスやプリュニコスという元は民主派の政治家が寡頭派側に付いたことを受けて民衆が異議を申し立てにくくなったことと、当時の国家財政の窮迫ぶりから官職日当の廃止に反映されている、完全民主政からある程度の後退をすでに民衆自身が覚悟しており、それゆえに政変陰謀派に対していわば受け身に見えるような姿勢をとったことから生じたものであると言えよう。

テイラーは自著の序文の中で「本書は歴史の研究成果ではない」し、ペリクレスの政策に対する実際のアテナイ人の反応について明らかにするのではなく、トゥキュディデスのテキストの綿密な分析によってポリスについてのアテナイ人の理論的思考をいかにトゥキュディデスが提示しようとしたかを解明することを望んだと記す<sup>58)</sup>。この文言から彼女の研究が歴史学的なものではなくむしろトゥキュディデスの言説を題材にした、いわゆるディスクール研究とみなすことができよう。だが、扱われている社会は今から約2千4百年前の古代社会であるので、当時の人々の考えが現代人のものとはいろいろな面で異なることを念頭に置かなければならないし、また史料の数の制約があり、不明な点が多々ある研究対象であるので、これまでの多くの研究者の諸論に目を通しつつ可能な限り多くの史料を用いて自論を組み立てることが求められよう。現代人の視点から古代社会のただ一つの歴史書、しかも未完成の書のテキストのみを題材にしてディスクール研究を試みることは古代史研究の特質から無理があるのではなからうか。

## 註

- (1) 拙著『アテナイの前411年の寡頭派政変と民主政』（溪水社、2008年）141-142頁。
- (2) 拙稿「前411年の寡頭派政変におけるアテナイ民衆の『沈黙』について」『社会科学論叢』72号、2010年、1-13頁。
- (3) M.C. Taylor, *Thucydides, Pericles, and the Idea of Athens in the Peloponnesian War* (以下、*Thucydides* と略す) (New York, 2010), p.190.
- (4) *Ibid.*, p.190.
- (5) *Ibid.*, p.193.
- (6) *Ibid.*, p.197-198.
- (7) *Ibid.*, p.204-205.
- (8) *Ibid.*, p.209.
- (9) *Ibid.*, p.210-211.
- (10) *Ibid.*, p.211-212.
- (11) *Ibid.*, p.215.
- (12) *Ibid.*, p.220-221.
- (13) Aristoteles, *Ath.* 43.3-6.
- (14) 例えば、*I.G. II<sup>2</sup> 1237* のいわゆるデモティオニダイ碑文は市民のフラトリアへの入籍手続きを定めている。

- (15) Cf. D. Whitehead, *The Demes of Attica 508/7-ca. 250 B.C.: A Political and Social Study* (Princeton, 1986), p. 90-92.
- (16) H.W. Pleket & R.S. Stroud ed., *Supplementum Epigraphicum Graecum* (以下, *S.E.G.* と略す) 33 (Amsterdam, 1986), p.45, no.148 は前 375-350 年頃と記す。
- (17) *S.E.G.* 33.147 は前 380-375 年頃と記す。
- (18) H.W. Pleket & R.S. Stroud ed., *S.E.G.* 34 (Amsterdam, 1987), p.42, no. 112 は前 380-375 年頃と記す。エルキア区, トリコス区, マラトン区の供犠暦については, 例えば, Whitehead, *op. cit.*, p.190-204 を参照せよ。
- (19) 断片 C の後期壁面の銘文は, エウクレイデスのアルコンの年 (前 403/2 年) 以後に使用されたイオニア字体で刻文されたものである (J.H. Oliver, "Greek Inscriptions: Laws," *Hesperia* 4 [1935], p.5; P. Harding ed. & trans., *From the End of the Peloponnesian War to the Battle of Ipsus: Translated Documents of Greece and Rome 2* [Cambridge, 1985], p.15)。その写真は Oliver, *op. cit.*, p.20, S. Dow, "The Law Codes of Athens," *Proceedings of the Massachusetts Historical Society* 71 1953-57, (1959), p.2 (cf. Dow, *op. cit.*, p.3-36. なお, 写真は *ibid.*, p.2 plate 1 である。) にあり, そのテキストは Oliver, *op. cit.*, p.21, *S.E.G.* 21.540 (テキストの一部), H. Hansen, *Aspects of the Athenian Law Code of 410/09-400/399 B.C.* (New York & London, 1990), p.82-84 (テキストの一部) にある。
- (20) 例えば, 問題の政権を寡頭政として言及した研究者については, 本論の第三章の中の原因論とその註を参照せよ。
- (21) 例えば, 小西晴雄訳『世界古典文学全集 11 ～トゥーキュディデース』(筑摩書房, 1971 / 1986 年) 331-336 頁の小西の解説文を参照せよ。
- (22) Cf. Lysias, 13.1; Lycurgus, 1.112; Plutarchus, *Alcibiades* 25.10.
- (23) Cf. Lysias, 12.67; Aristoteles, *Ath.* 33.2; D.S., 13.38.1-2.
- (24) 逃亡については Th., 8.92.2 を, 財産の没収については Lysias, 7.4 の言及を見よ。
- (25) Cf. Lycurgus, 1.112-115; *I.G.* I<sup>3</sup> 102.
- (26) Th., 8.68.2; [Plutarchus], *Moralia* 833 D-F, 834 A-B.
- (27) [Lysias], 20 *For Polystratos* は, 四百人関連の裁判の, 当時は異例の二度目のものの時の弁護演説であり, その中で第 1 回目の裁判で罰金刑を宣告されたことが言及されている (*ibid.*, 14 & 22)。他の四百人関連の裁判について詳しくは, 拙著, 前掲書, 164-210 頁を見よ。
- (28) G.E.M. de Ste. Croix, "The Constitution of the Five Thousand," *Historia* 5 (1956), p.1-23; R. Sealey, "Constitutional Changes in Athens in 410 B.C.," *C.S.C.A.* 8 (1975), p.271-295.
- (29) 拙著, 前掲書の第 2 部の第 4 章と第 5 章を参照せよ
- (30) Cf. H. Bengtson, *Griechische Geschichte* (München, 1965; rpt. 1979), p.218.
- (31) Cf. J. Kirchner, *Prosopographia Attica* 2 (Berlin, 1903; rpt. 1966), no. 11770; G. Busolt, *Griechische Geschichte bis zur Schlacht bei Chaeroneia* 3.2 (Gotha, 1904; rpt. Hildesheim, 1967), p.1460-1461; 中村純「前 411 年のアテナイ政変とアルキビアデス」『史学雑誌』93-10 号 (1984 年) 11 頁。

- (32) A.W. Gomme, A. Andrewes & K.J. Dover, *A Historical Commentary on Thucydides* Vol. 5 Book VIII (Oxford, 1981), p. 116-117.
- (33) Cf. J. Kirchner, *Prosopographia Attica* 1 (Berlin, 1901; rpt. 1966), no.1304; Busolt, *op. cit.*, p. 1460; K.J. Beloch, *Griechische Geschichte* 2.1 (Strassburg, 1914; rpt. 1967), p.382; Gomme et al., *op. cit.*, p.170-174.
- (34) Cf. Kirchner, *Prosopographia Attica* 2, no. 15011; Busolt, *op. cit.*, p.1460-1461. なお, Aristoteles, *Politica* 1305b 26-27 は, プリュニコスが四百人政権期に寡頭派内部でデマゴグ的振舞いに出て勢力を得たと述べている。
- (35) アテナイ人の寡頭主義の考えについては, 前5世紀後期の [Xenophon], *Ath.* が参考になる。この史料については, 拙著, 前掲書の第1部第3章第1節第7項を参照せよ。
- (36) Cf. Kirchner, *Prosopographia Attica* 1, no. 7234; Busolt, *op. cit.*, p. 1462-1465; Beloch, *op. cit.*, p. 382; Gomme et al., *op. cit.*, p. 177-178; 中村, 前掲誌, 14頁。
- (37) 詳しくは, Kirchner, *Prosopographia Attica* 1, no. 171; J.K. Davies, *Athenian Propertied Families 600-300 B.C.* (Oxford, 1971), no. 7234 を見よ。
- (38) G.E.M. de Ste. Croix, "The Character of the Athenian Empire," *Historia* 3 (1954), p.27-28 = G. E. M. ドゥ=サント=クロワ著, 馬場恵二訳「アテナイ帝国の性格」(古代学協会編『西洋古代史論集2 古代国家の展開』東京大学出版会, 1975年)204-205, 231-232頁, 原註187-191。Cf. G. Busolt, *Griechische Staatskunde* 2 (以下, G.S. 2と略す) (München, 1926; rpt. 1972), p.904-905 (民主政に反対する風潮は, 戦争の苦境とともに増大した。いっそう広い範囲で人は, 国制改革が国家の救難にとって必要であろうという確信に達した。〔中略〕それゆえ「父祖の国制」への帰還による「国家の救難」がその反動のスローガンになった。穏健寡頭派たちは, 国民の諸権利を, 重装歩兵の武具を揃えた者たちすべてに授与することを望んだ。極端派たちは, それに対して厳格な寡頭政と評議会への全行政権の譲渡を手に入れようと努力した。両者の方針は, 民主政に対する処置の際, 結合した)。
- (39) C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1952; rpt. 1975), p.269. Cf. Busolt, G.S. 2, p.904 (彼らの任命は, 民主政に対する反動の最初の国制上の成果を意味した)。
- (40) Hignett, *op. cit.*, p. 275-276.
- (41) F.G. Kenyon ed., *Aristotle on the Constitution of Athens* (Oxford, 1891), p. xli.
- (42) *Ibid.*
- (43) M.C. Taylor, "Implicating the demos: a Reading of Thucydides on the Rise of the Four Hundred," *J.H.S.* 122 (2002), p.91-108, esp. 102-103, 107-108.
- (44) Hignett, *op. cit.*, p.269.
- (45) de Ste. Croix, *op. cit.*, p.27 = 馬場訳, 前掲書, 204頁。
- (46) P.J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian ATHENAION POLITEIA* (以下 *Commentary* と略す) (Oxford, 1981), p. 372.
- (47) *Ibid.*, p.371.
- (48) *Ibid.*, p.372.
- (49) *Ibid.*, p.372. また P.J. Rhodes, *A History of the Classical Greek World: 478-323 B.C.*

(Malden, Oxford & Carlton, 2006), p.163 は、富裕市民たちが、民主政が自分たちの利益にならないし、寡頭政の方が安上がりであると考えたので、四百人寡頭政が成立したと述べる。

- (50) R. Brock, "Athenian Oligarchs: the Numbers Game," *J.H.S.* 109 (1989), p. 161.
- (51) Kenyon, *op. cit.*, p. xliii.
- (52) Rhodes, *Commentary*, p.372.
- (53) Kenyon, *op. cit.*, p. xli; M. Lang, "Revolution of the 400: Chronology and Constitutions," *A.J.P.* 88 (1967), p. 179; Rhodes, *Commentary*, p. 371.
- (54) R. Sealey, "The Revolution of 411 B.C.," in *Essays in Greek Politics* (New York, 1967), p.111-132, esp. 122-127; Rhodes, *Commentary*, p. 372, 395.
- (55) Rhodes, *Commentary*, p.372.
- (56) Taylor, *Thucydides*, p.190.
- (57) Taylor, *Thucydides*, p.190 & n. 10 によれば、彼女の引用した文言は、M.I. Finley, *Ancestral Constitution* (Cambridge, 1971), p.4; D. Kagan, *The Fall of the Athenian Empire* (Ithaca, 1987), p.145; A.W. Gomme, A. Andrewes & K.J. Dover, *A Historical Commentary on Thucydides* Vol. V. Book VIII (Oxford, 1981), p.255; J. Price, *Thucydides and Internal War* (Cambridge, 2001), p.310 の中となっている。
- (58) Taylor, *Thucydides*, p.6.